

BtoB 受注型企画旅行取引条件説明書面(国内用)

この書面は、旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。

(旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面、旅行業法第12条の5による契約書面)

1. 事業者を相手方とする受注型企画旅行

- 当社が事業者からの依頼により、旅行者が参加するための旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容、ならびに事業者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行契約をいいます。
- 事業者は、当社と「事業者を相手方とする受注型企画旅行契約」(以下「旅行契約」という。)を締結することになり、この旅行に参加される旅行者は、当社と事業者が締結した旅行契約に基づき旅行サービスの提供を受けることになります。
- この取引条件説明書面は、旅行業法第12条の4に基づき事業者に交付する取引条件説明書面の一部であり、記載された内容で旅行契約が成立した場合は、同法第12条の5及び当社の旅行業約款(「事業者を相手方とする受注型企画旅行契約の部」)第9条第1項の契約書面(以下「契約書面」という。)の一部として取扱います。
- 旅行サービスの内容・条件は、この旅行条件書その他、事業者が提示した企画書面(事業者の依頼内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面をいう。)、出発前にお送りする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款(「事業者を相手方とする受注型企画旅行契約の部」)に拠ります。
- 当社は、本項(4)の企画書面において、旅行代金とは別に企画に関する取扱料金・取扱手数料等(以下「企画料金」という。)の金額を明示することがあります。

2. 旅行契約の申込み

- 当社が事業者に交付した企画書面の内容に関し契約を申込みとする事業者は、必要事項をお申し出の上、当社が別に定める金額の申込金を添えてお申込みいただきます。当社業務の都合上、専用の書面に必要事項を記載いただく場合がございます。
- 事業者は、当社が定める日までに、旅行者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 身体に傷害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内で応じます。これに際して、旅行者の状態、及び必要とされる措置の内容については旅行者にお伺いし、または書面ですらもお申し出いただくことがあります。なお、事業者からのお申し出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は事業者の負担となります。

3. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、旅行契約の締結に応じないことがあります。

- 当社の業務上の都合があるとき。
- 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- 事業者(代表者、役員または実質的に経営を支配する者を含む。下の(4)(5)において同じ。)または旅行者が、暴力団員、暴力団関係者、その他社会的勢力であると判明したとき。
- 事業者または旅行者が、当社に対して暴力的または不要な要求行為、脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為などを行ったとき。
- 事業者または旅行者が、偽脱税を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損または業務を妨害する行為などを行ったとき。

4. 契約の成立時期

- 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- 当社は、本項(1)にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の締結を承諾することがあります。この場合、契約の成立時期は、当該特約書面を交付したときに成立します。
- 申込金は、旅行代金、取消料、その他事業者が当社に支払う金銭の一部に充当します。

5. 契約書面の交付

- 当社は、契約の成立後速やかに、事業者に旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- 契約書面を交付した場合において、当社が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)の契約書面に記載するところによります。
- 当社から提示した企画書面に記載した旅行条件にて契約を締結した場合、当該企画書面を契約書面と読み替える場合があります。

6. 確定書面の交付

- 契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に受注型企画旅行契約の申込みがなされた場合にあつては、旅行開始日)までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
- 前項の場合において、手配状況の確認を希望する事業者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- 確定書面を交付した場合には、当社が手配した旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところと特定されます。

7. 旅行代金の支払時期

旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払い下さい。

8. 旅行代金に含まれるもの・含まれないもの

旅行代金に含まれるもの、及び含まれないものは企画書面に記載します。尚、旅行代金に含まれるものの一部が旅行者のご都合により利用されなくても払い戻しは致しません。

9. 契約内容の変更

- 事業者から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限り事業者の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画にない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、事業者からあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明し、旅行日程、旅行サービスの内容その他、旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

10. 旅行代金の変更

- 当社は、旅行契約締結後であっても、利用する運送運賃・料金が企画書面に記載した基準日において、有効な公示をされている適用運賃・料金が着し経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定された時は、その差額を旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知するものとします。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額を旅行代金を減額します。
- 当社は、第9条に基づき契約内容の変更により旅行の実施に要する費用の減少または増加が生じる場合は、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。この「旅行の実施に要する費用」には当該契約内容の変更のために提供されなかった運送・宿泊機関などが提供する旅行サービスに対する取消料・違約料その他すでに支払われ、これから支払われなければならない費用を含みます。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

11. 契約上の地位の譲渡(事業者の交替)

- 事業者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡すること(事業者の交替)ができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、当社に提出いただきます。その際、企画書面に記載した手数料をお支払いいただきます。
- 契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があり、譲渡に要する手数料を受領した時に効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた

第三者は、事業者の当該受注型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。尚、当該第三者が個人である場合であっても、当該受注型企画旅行契約については、契約上の地位の譲渡の効力発生後も、引き続き、当社旅行業約款(「事業者を相手とする受注型企画旅行契約の部」)が適用されるものとします。

12. 旅行者の変更

- 事業者は、当社の承諾を得て、旅行者を変更することができます。但し、運送機関、宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により交代をお受けできないことがあります。
- 事業者は、旅行者を変更する場合、あらかじめ変更前の旅行者の承諾を得なければなりません。
- 事業者は、本項(1)に基づき旅行者を変更するときは、当社所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。その際、企画書面に記載した変更手数料をお支払いいただきます。すでに航空券を発行している場合には、別途再発券にかかる費用が必要となります(変更前に旅行し、航空運賃に差額が生じた場合はその差額も必要となります)。

13. 旅行開始前の事業者による契約の解除

- 事業者は、企画書面に記載した企画料金又は取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。契約解除日は、当社が契約解除のお申し出を営業時間内に受けた日とします。
- 当社は、本項(1)の規定に関わらず、事業者との間で、取消料の額について特約を結んだときは、事業者は当該特約に基づき取消料をお支払いいただきます。但し、当該特約に基づき取消料の総額が当社旅行業約款(「受注型企画旅行契約の部」)の別表第1に定める取消料の額を超え、かつ、事業者と旅行者との間の契約その他の合意により、旅行者が、本契約に基づき当該旅行者にかかる旅行代金を基礎として当社旅行業約款(「受注型企画旅行契約の部」)の別表第1により算出される取消料の額を超える額の取消料又は違約料を負担することとなる場合、当該特約は無効となります。尚、当社が旅行契約締結時点で、旅行者が当該超過分を負担することを知らず、かつ知らなかったことについて過失がない場合、事業者は当該特約の無効を主張することはできません。
- 事業者は次の項目に該当する場合は、企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。
 - 当社によって旅行契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第20項の《表1》左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
 - 第10項(1)に基づき旅行代金が増額されたとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
 - 当社が事業者に対し、第6項(1)の期日までに確定書面(最終旅行日程表)をお送りしなかったとき。
 - 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- 当社は本項(1)または(2)により旅行契約が解除されたときは、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払い戻します。取消料が申込金では不足するときは、その差額を申し受けます。また本項(3)により、旅行契約が解除されたときは、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻します。
- 事業者の都合により、旅行契約成立後(出発日、旅行日程を変更された場合も、所定の取消料の対象となります)。
- 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上及びその他の他運航手続き上の事由に基づき旅行契約を解除する場合も、所定の取消料の対象となります。

14. 旅行開始前の当社による契約の解除

- 事業者が企画書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日において事業者が旅行契約を解除したものとみなします。この場合において、事業者は、当社に対し、当社所定の取消料に相当する違約料を支払わなければなりません。但し、第13項(2)に規定する取消料の特約がある場合、事業者は当該特約に基づき取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。
- 次の項目に該当する場合は、当社は事業者に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約の全部又は一部を解除することがあります。
 - 旅行者が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認めるとき。
 - 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある認められるとき。
 - 事業者または旅行者が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - ④スキを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であつて、契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれ極めて大きいとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれ極めて高いとき。
 - 事業者(代表者、役員または実質的に経営を支配する者を含む)または旅行者が第3項(3)~(5)のいずれかに該当することが判明したとき。

15. 旅行開始後の事業者による契約の解除

- 事業者または旅行者の都合により、途中で離脱された場合は、事業者または旅行者の権利放棄とみなし、離脱部分に係る旅行費用の払い戻しはいたしません。
- 事業者は旅行開始後において、事業者または旅行者の責に帰すべき事由によらず、契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられなくなった場合、または当社がその旨を告げたときは、第13項の規定に関わらず、取消料を支払うことなく、当該不可能になった旅行サービスの提供に係る部分の契約を解除することができます。
- 本項(2)の場合において、当社は旅行代金のうち旅行サービスの提供が不可能になった部分に係る旅行費用を払い戻します。ただし、その事由が当社の責に帰さない場合は、旅行者が、またはその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該旅行サービス提供者に支払い、またはこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

16. 旅行開始後の当社による契約の解除

- 当社は次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、事業者に理由を説明して、旅行契約の一部を解除することがあります。
 - 旅行者が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
 - 旅行者が行く安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わない場合、またはこれらのもしくは同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であつて、旅行の継続が不可能となったとき。
 - 事業者(代表者、役員または実質的に経営を支配する者を含む)または旅行者が第3項(3)~(5)のいずれかに該当することが判明したとき。
- 当社が本項(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社と事業者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者がすでに提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。
- 本項(2)の場合において、当社は旅行代金のうち、旅行者が、またはその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該旅行サービス提供者に支払い、またはこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。
- 本項(1)③により当社が旅行契約を解除した場合は、事業者または旅行者の依頼に応じて出発地に戻るための必要な手配をします。この場合に要する一切の費用は事業者または旅行者の負担となります。

17. 旅程管理業務

- 当社または当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」という)は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、事業者または旅行者に対し以下の業務を行います。但し、本項に示す添乗員が同行しない企画の場合限りではありません。
 - 旅行者が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがある認められる場合は、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
 - 前項の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後旅行日程が当初の旅行日程と趣旨が異なるものとなるよう努め、また旅行サービス内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努め、旅行契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であつて、旅行の継続が不可能となったとき。
 - 事業者(代表者、役員または実質的に経営を支配する者を含む)または旅行者が第3項(3)~(5)のいずれかに該当することが判明したとき。
- (添乗員が同行しない企画)
 - 添乗員同行し企画書面に明示した場合については、全行程に添乗員が同行し、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認め業務の全部または一部を行います。事業者または旅行者は、旅行日程の円滑な実施と安全のために添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
 - (添乗員の同行しない企画)

事業者または旅行者が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をご出発の前にお渡しいたしますので、旅行サービスを受けるための手続きは事業者または旅行者ご自身で行っていただきます。また、悪天候など事業者または旅行者の責に帰すべき事由によらず、交通機関のサービス提供の中止などで旅行サービスの受領ができなかった場合や、事業者または旅行者の都合で急遽ご旅行を取りやめにする場合においても当該部分の代替サービスの手配やサービス提供機関（運送・宿泊機関）への取消処理手続きも、事業者または旅行者ご自身で行っていただきます。取消連絡、取消処理を行わなかった場合は、権利放棄したこととなり、一切の返金を受けられないこととなりますので、ご注意ください。

18. 当社の責任

- 当社は旅行契約の履行にあつては、当社または手配代行者の故意または過失により、事業者または旅行者に損害を与えたときは、事業者または旅行者が被られた損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- 事業者または旅行者、次に例示するような事由により、損害を被られた場合には、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
 - ① 天災地変、戦乱、暴動またはこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ② 運送・宿泊機関等の自己、火災により発生する損害
 - ③ 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ④ 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離、またはこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - ⑤ 自由行動中の事故
 - ⑥ 食中毒
 - ⑦ 盗難
 - ⑧ 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更等またはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- 手荷物について生じた本項(1)の損害については、本項(1)の定めにかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます）として賠償いたします。

19. 特別補償

- 当社は第18項(1)の定めに基づき当社の責任が生ずるか否かを問わず、約款の別紙「特別補償規程」で定めるところにより、旅行者が受注型企画旅行中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、以下の通り、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を旅行者に支払います。
 - ① 死亡補償金：1,500万円
 - ② 後遺障害補償金：程度に応じて死亡補償金の3%～100%
 - ③ 入院見舞金：入院日数に応じて2万円～20万円
 - ④ 通院見舞金：通院日数に応じて1万円～5万円
 - ⑤ 携帯品損害補償金：補償対象品の1個または1対について、10万円を限度とし、旅行者1名につき15万円を上限とします。但し、3,000円を超えない場合は支払いません。現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、撮影済みフィルム、磁気テープ・ディスク、CD-ROM、光ディスク等の情報機器で直接処理を行える記録媒体に記録された情報、コンタクトレンズ等、その他約款の特別補償規程に第18条2項に定める品目については補償しません。
- 本項(1)の損害については、当社が第18項(1)の規定に基づき責任を負うときは、この補償金を当社が負うべき損害賠償金の一部または全部に充てさせていただきます。
- 旅行者が旅行中に被られた被害が、旅行者の故意、酒酔い運転、疾病などのほか、旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽運動機操縦、ジャイロプレーン搭乗、その他これに類する危険な運動中の事故によるものなど約款の特別補償規程第3条および第5条に該当する場合は、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が受注型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- 当社の受注型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する旅行については、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。
- 旅行者が受注型企画旅行の行程から復帰の有無および復帰の予定日時など連絡なしに離脱された場合は、当該離脱中に旅行者が被られた損害については、約款の「特別補償規程」第2条2項に定めるところにより、受注型企画旅行参加中の事故とはみなされなからず、補償金及び見舞金を支払いません。
- 企画書面及び旅行日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該受注型企画旅行の参加中とは致しません。当該日に生じた事故による生命、身体または手荷物の損害については、当社旅行業約款特別補償規程IIは適用されません。

20. 旅程保証

- 当社は、以下の《表1》の左欄に記載された契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金と同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に事業者へ支払います。但し、当該変更が次の①～③に該当する場合は変更補償金を支払いません。尚、当該変更について、第18項(1)に基づき責任が発生することが明らかなる場合には、変更補償金ではなく損害賠償金の全部または一部として支払います。
 - ① 《表1》の左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた原因が以下によるものであることが明白な場合。但し、サービスの提供が行われているにも関わらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。
 - (ア) 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 (イ) 戦乱 (ウ) 暴動 (エ) 官公署の命令 (オ) 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 (カ) 遅延、運送スケジュールの変更等の当初の運行計画にとらぬ運送サービスの提供 (キ) 旅行参加者の生命または身体への安全確保のための必要な措置
 - ② 第9項(1)の規定に基づき旅行契約が変更された部分、及び第13項から第16項までの規定に基づいて旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であるとき。
 - ③ 契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合や旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたとき。
- 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、旅行者1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、変更補償金を支払いません。
- 当社は、事業者が同意された場合は、金銭による変更補償金の支払いに代え、同等価値以上の物品または旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。

《表1》

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額＝お支払い対象旅行代金×1件につき下記の率（%）	
	旅行開始の前日までに事業者へ通知した場合	旅行開始日以降に事業者へ通知した場合
① 契約書面に起算した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
② 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）、その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級および設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限る）	1.0	2.0
④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤ 契約書面に記載した日本国内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥ 契約書面に記載した日本国内と外国との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であつて、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除く）	1.0	2.0
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0	2.0

- (注1) 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに事業者へ通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に事業者へ通知した場合をいいます。
- (注2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、上表を適用します。

- (注3) 1件とは、運送機関の場合、1乗車船（搭乗・乗車・乗船）ごとに、宿泊機関の場合1泊ごとに、その他の旅行サービスの場合1該当事項ごとに、1件とします。
- (注4) ①については、「旅行開始日」「旅行終了日」それぞれを1件とします。
- (注5) ②については、「入場する観光地」「観光施設」それぞれを1件とします。
- (注6) ③④に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。
- (注7) ④の運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- (注8) ⑦の中で「種類」「名称」の同時変更が発生しても合わせて1泊ごとに1件として取り扱います。
- (注9) ④⑦に掲げる変更が1乗車船等または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等または1泊につき1件として取り扱います。
- (注10) ④の運送機関の会社名の変更、⑦の宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。

21. 事業者及び旅行者の責任

- 事業者または旅行者の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、事業者または旅行者が当社旅行業約款の規定を守らぬことにより当社が損害を受けた場合は、事業者または旅行者は損害を賠償していただきます。
- 事業者は、受注型企画旅行契約を締結する際には、当社から提供された情報を活用し、事業者または旅行者の権利義務その他の受注型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- 事業者または旅行者は、旅行開始後に、契約書面・確定書面（最終旅行日程表）に記載された旅行サービスについて、提供された旅行サービスが記載内容と異なるもの認識したときは、旅行地において速やかに当社または手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

22. 事故等のお申し出について

旅行中に事故などが生じた場合には、直ちに確定書面でお知らせする連絡先または当社にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がくり次ぎでご通知ください。）

23. 個人情報の取扱いについて

- 当社は、旅行申込みの際に事業者または旅行者から提供を受けた旅行者の個人情報について、旅行者と間の連絡のために利用させていただくほか、事業者が申し込んだ旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びこれらのサービスの受領のための手続きに、必要な範囲内、または当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で利用させていただきます。上記のほか、当社の個人情報取扱いに関する方針については、当社のホームページでご確認ください。
<http://www.hospitality-agent.co.jp>
- 事業者または旅行者は、旅行申込みの際は、(1)の個人データの取得・利用・提供について、旅行者に同意を得るものとします。当社が必要な個人情報を取得・利用・提供することについて旅行者の同意を得られない場合、当社は事業者との契約締結に応じられないことがあります。また同意を得られないことで、事業者または旅行者のご希望される手配等が行えない場合があります。

24. 約款準拠

本旅行条件説明書面に定めのない事項は当社の旅行業約款（事業者を相手方とする受注型企画旅行契約の部）によります。当社の旅行業約款はこの旅行条件書との間で細則が生じた場合は、当社旅行業約款の規定及び契約書面を優先します。当社旅行業約款をご希望の方は、当社へご請求ください。当社旅行業約款は当社ホームページ <http://www.hospitality-agent.co.jp> からご覧いただけます。また運送・宿泊機関等が旅行中に旅行者に提供する旅行サービスについては、当該運送・宿泊機関等が定める条件によります。また当該運送・宿泊機関等が約款を定めているときは、当該約款が適用されます。

25. 旅行条件の基準日

旅行条件及び旅行代金の基準日については、企画書面に明示した日となります。

《旅行企画・実施》
株式会社ホスピタリティーエージェント
東京都知事登録第2種5802号
東京都千代田区神田錦町二丁目5番16号
総合旅行業務取扱管理者 内藤 晃一